

障 福 第 2655 号
平成 30 年 10 月 4 日

指定障害児通所支援事業所 管理者 様
(指定都市・中核市に所在する事業所を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス担当課長
(公印省略)

指定放課後等デイサービスにおける平成 30 年 10 月以降の報酬区分について
(依頼)

日ごろより、障害保健福祉施策の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

指定放課後等デイサービスについては、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号)において、報酬区分の導入後 3 月経過後は、3 か月における障害児の延べ利用人数により算出することとされていますが、これに加え、国からの事務連絡(平成 30 年 7 月 26 日付厚生労働省事務連絡)に基づき、平成 30 年 10 月以降のサービス提供分に係る報酬区分については以下の取扱いとします。

1. 平成 30 年 10 月以降のサービス提供分に係る報酬区分については、7 月 1 日から 9 月末までの 3 か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定する。
2. 平成 30 年 7 月 1 日から 9 月末までに行った判定により、非該当児が指標該当児となった場合には、7 月 1 日から指標該当児であったものとみなすこととして差し支えない。

つきましては、各事業所における 3 か月間の実績を算出していただき報酬区分が変更になる事業所は、「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下、「体制届」という。)」による報告が必要となりますので、関係書類を提出して下さい。

記

1 報告対象事業所

放課後等デイサービス事業所（主たる対象を重心とする、共生型及び基準該当の事業所を除く）のうち、

- (1) 区分1から区分2に変更になる事業所
- (2) 区分2から区分1に変更になる事業所

※ 報酬区分に変更がない事業所については、報告は不要です。

※ 区分1の事業所とは、報酬区分1-1、1-2を適用する事業所、区分2の事業所は、2-1、2-2を適用する事業所を指します。

2 提出書類

- (1) 体制届（様式第1号）
- (2) 障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- (3) 報酬算定区分に関する届出書（別紙1 7-2）

3 提出方法

郵送により提出してください。

郵送先：〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課事業支援グループ

4 留意事項等

- (1) 届出作成にあたっては、様式第1号の変更の概要の欄に「報酬区分実績報告」と記載し、区分が変更となる場合は併せて**変更前と変更後の区分**も記載し、変更年月日欄には**平成30年10月1日**と記載すること。
- (2) 平成31年度の報酬区分を決定するに当たっては、平成30年10月1日から平成31年3月末までの6か月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用することとし、平成31年4月末までに届出があった場合には、4月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用する予定となっています。具体的な運用につきましては、国からの連絡があり次第、追ってお知らせします。

5 提出期限

平成30年10月29日（月） 必着

問合せ先
障害福祉課事業支援グループ 小川、堤
電話 045-210-4732

事 務 連 絡

平成 30 年 7 月 26 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障 害 児 支 援 担 当 御 中
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、5月14日付けで実施した「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に係る事業所影響調査（放課後等デイサービス事業）」（以下、「事業所影響調査」という。）の結果は、別添の通りとなっています。

本調査結果等を踏まえ、放課後等デイサービスの運用改善に向けて、下記の通りの取扱いとするので、御了知の上、貴管内市区町村、関係機関等への周知方、よろしくお取り計らいください。

なお、本取扱いに基づく取組の実施状況等については、今後改めて調査を実施する予定としておりますので、御協力の程お願いいたします。

記

1. 指標該当児の判定について

平成30年4月1日時点での障害児の状況については、厚生労働省告示第269号に定める指標（以下「新指標」という。）及びその他これに準ずるとして市町村が認められた方法により判定を行っていただいているところであるが、事業所影響調査の結果、報酬区分が「区分1」と判定された事業所の割合に自治体ごとのばらつきが見られたことから、以下の取扱いとする。

ア. 再判定の実施

以下に該当する障害児等に対し、市区町村において9月末までに新指標による指標該当の再判定を積極的に実施すること。

- ①保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童
 - ②利用している放課後等デイサービス事業者から、合理的な理由に基づく再判定の求めがあった児童
- 等

イ. 適切な判定のために留意すべき事項

判定を行うに当たっては、以下の点に特に留意されたい。

- ① 保護者に加え、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、障害児の状態の適切な把握に努める
- ② 判定の結果、非該当となる児童が以下の手帳の所持者又は特別児童扶養手当の受給対象児童である場合は、新指標による各項目が適切に判定されているか、再度確認を行う
 - ・療育手帳（A区分）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（1級又は2級）
- ③ 新指標による判定の実施に当たっては、「障害支援区分の認定調査員マニュアル」（厚生労働省）に示す「『できたりできなかつたりする場合』は『できない状況』に基づき判断する」等の基本的な考え方に準拠するとともに、各項目の判断基準について、障害支援区分における調査項目の留意点及び判断基準を準用する

2. 延べ利用児童数の算定について

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月30日障発0330第16号）において、報酬区分の導入後3月経過後は、3か月における障害児の延べ利用人数により算出することとしているが、これに加え、本事務連絡の1に基づく再判定による影響を勘案し、平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分については以下の取扱いとする。

ア. 平成30年10月以降のサービス提供分に係る報酬区分については、7月1日から9月末までの3か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定する。報酬区分の変更が生じた事業所にあつては、10月末までに新たな報酬区分に基づく届出を提出することとし、10月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用する。

イ. その際、平成30年7月1日から9月末までに行つた判定により、非該当児が指標該当児となつた場合には、7月1日から指標該当児であつたものとみなすこととして差し支えない。

なお、平成31年度の報酬区分を決定するに当たっては、30年10月1日から31年3月末までの6か月の延べ利用児童数の実績に基づいて報酬区分を適用することとし、31年4月末までに届出があつた場合には、4月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用することを想定しており、その具体的な運用については今後改めて連絡する予定である。

別添：平成 30 年度放課後等デイサービス事業の報酬改定等に係る事業所影響調査
結果の概要

参考：障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル（厚生労働省
ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kubun/index.html

平成 30 年度放課後等デイサービス事業の報酬改定等に係る
事業所影響調査結果の概要

全国の都道府県・指定都市を通じて、平成 30 年 4 月末現在の管内放課後等デイサービス事業者の状況について調査を実施した。(全都道府県から回収済み)

1. 指標該当児の判定方法について

管内に放課後等デイサービス事業所のある 1,333 市区町村のうち、すべての障害児について厚生労働省告示第 269 号に定める指標（以下、「新指標」という。）により判定を行っている市区町村数は 436（32.7%）であった。

新指標以外の方法で判定している市区町村の多くは、既存の 5 領域 11 項目を用いて判定を行っていた。

新指標により判定	新指標に準ずる方法により判定
436 市区町村 (32.7%)	897 市区町村 (67.3%) (うち 5 領域 11 項目による判定は 855 市区町村)

2-1. 事業者の報酬区分について

全国の放課後等デイサービス事業所（重心事業所を除く。）11,728 か所のうち、「区分 1」に分類された事業所は 1,775 か所（15.1%）、「区分 2」に分類された事業所は 9,953 か所（84.9%）であった。

事業所数	うち区分 1	うち区分 2
11,728 か所	1,775 か所 (15.1%)	9,953 か所 (84.9%)

なお、管内事業所数 5 未満の自治体を除外した 433 自治体のうち、管内の全事業所に占める区分 1 事業所の割合が 20%未満の自治体数は 333（76.9%）、20%以上 50%未満の自治体数は 84（19.4%）、50%以上の自治体数は 16（3.7%）となっている。

2-2. 事業者の報酬区分について（新指標による判定）

新指標により判定を行った市区町村に限定すると、管内の事業所数は3,497か所であり、うち「区分1」に分類された事業所は514か所（14.7%）、「区分2」に分類された事業所は2,983か所（85.3%）であった。

事業所数	うち区分1	うち区分2
3,497か所	514か所（14.7%）	2,983か所（85.3%）

3. 4月に廃止届・休止届を提出した事業所

4月に廃止届を提出した事業所数は80か所であり、主な廃止・休止理由は「人員配置基準を満たせない」「その他（事業所統合等）」であった。また、基本報酬の見直しの影響による廃止・休止は2か所であった。

事業所数	児発管等の人員配置基準を満たせない	利用児童が集まらない	基本報酬の見直しの影響	その他（事業所統合等）
80か所	28か所	18か所	2か所	32か所